

様式4の1

第1 事業計画
1 個別事業計画一覧表(1)

平成31年4月9日 現在

目標	事業種目 (メニュー)	実施市町村	事業実施主体	事業量 (ha、m)	事業費 (千円)	国費 (千円)	備考	
安定供給体制の 整備推進	間伐材生産	間伐材生産					円/ha m ³	
		関連条件整備活動						
		うち森林作業道整備						
		合計						
	資源高度利用型 施業	一貫作業	岡崎市ほか2市町	池野商店ほか3林業事 業体	7.66	5912	3103	405,000円/ha
		早生樹造林 人工造林						円/ha
		" 下刈り						円/ha
		関連条件整備活動						
		うち森林作業道整備						
	合計			7.66	5912	3103		
	路網整備	林業専用道(規格相当)						
		A区分						
		B区分						
		C区分						
		補強						
点検診断								
森林作業道								
航空レーザー計測								
合計								
附帯事務費	愛知県	愛知県		100	50			
総計				6012	3153			

目標	事業種目 (メニュー)	実施市町村	事業実施主体	事業量 (ha、m)	事業費 (千円)	国費 (千円)	備考	
森林整備の地域 活動推進	(森林整備地域活動支援対策のうち) 森林経営計画作成促進	新城市	新城森林組合他	190	6,580	3,290	H31基金により実施	
		岡崎市	岡崎森林組合他	150	3,280	1,640	H31基金により実施	
	合計						交付金	
	(森林整備地域活動支援対策のうち) 森林境界の明確化	設楽町	設楽森林組合他	440	19,800	9,900	H31基金により実施	
		新城市	穂の国森林探偵事務所	40	1,800	900	H31基金により実施	
		東栄町	東栄町森林組合	210	3,360	1,680	H31基金により実施	
	合計						交付金	
	(森林整備地域活動支援対策のうち) 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件 整備							
		合計						
	(森林整備地域活動支援対策のうち) 推進事務	新城市	新城市			40	40	H31基金により実施
		愛知県	愛知県			172	172	H31基金により実施
		合計						交付金
	総計					0		交付金

- (注)
- 1 「間伐材生産」、「資源高度利用型施業」及び「路網整備」の事業実施主体については、林野庁長官が別に定める考え方に則って都道府県知事が選定した林業経営体、本事業の対象となる事業実施主体を記載すること。
 - 2 「間伐材生産」、「資源高度利用型施業」及び「路網整備」の各欄については、林野庁長官が別に定めるところにより都道府県知事が設定した生産基盤強化区域内において実施する事業について記載すること。
 - 3 「実施市町村」は、事業実施主体が事業を予定している市町村名を記載すること。
 - 4 「事業量」、「事業費」及び「国費」については、事業種目ごとに合計を記載し、間伐材生産、資源高度利用型施業、路網整備については、3事業の総計を「総計」欄に記載すること。
 - 5 「間伐材生産」、「資源高度利用型施業」は、定額の単価を備考欄に記載すること。
 - 6 「間伐材生産」は、間伐材生産量を備考欄に記載すること。
 - 7 「資源高度利用型施業」の「早生樹造林」については、植栽樹種を備考欄に記載すること。
 - 8 「路網整備」の「林業専用道(規格相当)」については、設計・技術審査会の設置状況を備考欄に記載すること。
- * 行については、適宜加除のこと。

2 計画主体ごとに定める指標(全体指標)

目標	事業種目 (メニュー)	全体指標	指標設定の考え方 (目標との関連性)	現状値			目標値			備考
				数値	単位	年度 (西暦)	数値	単位	年度 (西暦)	
安定供給体制の整備推進	高性能林業機械等の整備	素材生産量(目標値)	本格的な利用期を迎えた森林資源を活用し、今後増加が見込まれる木材需要に対応するため、木材の安定供給に係る取組のひとつとして、高性能林業機械等の整備を行い、素材生産量の増加を図る。	131	千m ³	H31 (2019)	197	千m ³	H36 (2024)	目標値 (197千m ³)
		素材生産性(目標値)	本格的な利用期を迎えた森林資源を活用し、今後増加が見込まれる木材需要に対応するため、木材の安定供給に係る取組のひとつとして、高性能林業機械等の整備を行い、素材生産性の向上を図る。	4.7	m ³ /人・日	H31 (2019)	7.1	m ³ /人・日	H36 (2024)	目標値 (7.1m ³ /人・日)
木材利用及び木材産業体制等の整備推進	木造公共建築物等の整備	地域材利用量	木造公共建築物を木造・木質化するなど、地域で生産される木材の利用拡大を図ることで、木材利用及び木材生産体制の整備推進を図る	131	千m ³	H31 (2019)	197	千m ³	H36 (2024)	増加量 (66千m ³)
		都道府県全体の低層公共建築物の木造率		29	%		29	%		増加率
		都道府県全体の低層公共建築物の木造率の伸び率		96	%		96	%		
		都道府県及び市町村が整備する低層公共建築物の木造率		10	%		10	%		
		都道府県及び市町村が整備する低層公共建築物の木造率の伸び率		120	%		120	%		
マーケティング力ある林業担い手の育成	人材の確保・育成・定着	素材生産量(目標値)	本格的な利用期を迎えた森林資源を活用し、今後増加が見込まれる木材需要に対応するため、木材の安定供給に係る取組のひとつとして、木材生産を担う人材を育成し、素材生産量の増加を図る。	131	千m ³	H31 (2019)	180	千m ³	H32 (2020)	目標値 (180千m ³)
		森林施業プランナー認定者数	森林所有者の森林をとりまとめ、施業提案により、施業の実施について合意形成を図る森林施業プランナーを育成し、適正な森林管理により森林整備や木材生産を進める。	35	人	H31 (2019)	45	人	H32 (2020)	人数 (45人)

(注)

1 目標単位での事業計画がある場合は、該当する全体指標について記載すること。

2 メニュー及び全体指標については、別表2に定める事項を記載すること。ただし、目標「マーケティング力ある林業担い手の育成」における全体指標の一部及び「森林資源の保護」における全体指標については、別表2を踏まえ、地域の実情に応じたものを設定すること。また、全体指標ごとに定める()書き内の増加量、増加率等については備考欄に記載のこと。

* 行については、適宜加除のこと。

(注)

- 1 メニューについては、別表1の事項を、個別指標については、別表2に定める事項を記載することとし、各個別指標ごとに定める()書き内の増加量、増加率等は、備考欄に記載のこと。
 - 2 事業種目については、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱(平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知(以下「交付要綱」という。))別表3のⅠ及びⅡの該当事業種目を、事業内容については、交付要綱別表3のⅠ及びⅡの工程又は施設区分①～④(必要に応じて具体体を併せて記載。)及び数量を記載すること。
 - 3 実施市町村は、施設等整備を予定している市町村名を記載すること。
 - 4 事業実施主体欄には、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領(平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知)別表1の事業実施主体欄の各事業実施主体ごとの番号①～⑩を事業実施主体名の前に記載のこと。
 - 5 交付金(国費)欄の事業費については、附帯事業費を含めて記載すること。また、備考欄には、目標ごとの附帯事業費の計を上段に「附帯事業費 円」と、下段にはその交付金(国費)分を()書きで記載すること。
 - 6 都道府県附帯事務費及び市町村附帯事務費については、各目標ごとの附帯事務費合計欄における合計額の下段に「都道府県附帯事務費〇〇」、「市町村附帯事務費〇〇」と記載のこと。また、総計欄における附帯事務費についても同様とする。
 - 7 事業実施主体・メニューごとに計、目標ごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。
 - 8 総計のうち地域提案事業の計を記載すること。
 - 9 地域提案は、それぞれ補完し関連して実施しようとする目標の欄に記載することとし、備考欄に地域提案である旨を記載すること。
 - 10 交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について国の融資制度を受ける場合には、備考の欄に「融資該当有〇」と記載すること。
 - 11 日本政策金融公庫資金の林業構造改善事業推進資金(補助事業を用いないが事業計画と一体となって実施する単独融資事業 も含む)又は農林業施設資金を希望する場合は、「公庫資金」の欄に「〇」を付すこと。
 - 12 その他(該当する場合は、備考欄に記載のこと)
 - (1) コンテナ苗生産基盤施設等の整備について、事業実施主体が「認定特定増殖事業者」に該当する場合は、「認定」と記入。また、年間5万本以上生産の達成が6年目以降となる場合は、達成年度までの毎年目標量を記入。
 - (2) 木材加工流通施設等の整備については、位置づけられている広域流通構想等の構想名
 - (3) 木造公共建築物等の整備のうち、エコスクールに関する取組については、認定学校名
 - (4) 木造公共建築物等の整備のうち、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に即した市町村方針に基づく取組については方針名
 - (5) 木質バイオマス利用促進施設の整備のうち、バイオマスタウン構想又はバイオマス産業都市構想に基づく取組については、バイオマスタウン構想又はバイオマス産業都市構想の名称及び公表年月日を、木質バイオマス(「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」について(平成24年6月18日付け24林政利第37号林野庁長官通知)に定める「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」(ただし、地域の森林由来のものに限る。)の利用量が燃料の8割以上となる取組については、「主に未利用材を利用」)
 - (6) 施設の貸付を行うものにあつては、貸付を受ける(計画している)事業体名を備考欄に記入する。
 - (7) 加算指標がある場合は、「加算指標あり:〇〇〇(指標名)」と記入すること。都道府県優先得点を加算する場合は「都道府県優先」と記入すること。
 - 13 別表1のⅠの2の「9 林業機械リース支援」の(2)細則の③の資料は、本様式に準じて作成するものとし、個別指標及び目標値欄は、事業実施主体ごとのリース期間満了年度における素材生産の計画数量を記載し、費用対効果分析の結果欄は記載しない。
 - 14 SCM(サプライチェーンマネジメント)推進フォーラムと連携した取組への支援は同様式を準用し、別に事業計画書を作成すること。その際に、備考欄に「SCM推進フォーラムと連携した取組」と記載すること。また、事業計画書の内容がサプライチェーン構築の実現に向けた取組と関連していることが明確に分かる資料(具体的な構想・計画等)を別途添付すること。
- * 行については、適宜加除のこと。